

労働問題研究と〈公共性〉

東京大学名誉教授
兵藤 釗

1. いま、なぜ〈公共性〉か

まず最初に、いま、なぜ〈公共性〉か、どうしてこういうことが問題にされなければならないのかということがあろうかと思います。この報告を準備するプロセスで、山口定さんの書かれた『市民社会論——歴史的遺産と新展開——』を読みましたが、そこで山口さんはこう言っています。1990年代半ば以降、世界的に〈市民社会論ルネサンス〉とでも呼ぶべき現象が起こっており、そういう向きの研究が盛んになっている。しかも、この〈市民社会論ルネサンス〉は、〈公共性〉論への関心の高まりと絡み合うかたちをとっているというか、その二つの事柄が一つになったかたちで、新たな研究潮流が形成されつつあると言っております（山口 [2004]）。いま、そういう状況にあるのかと、私は認識を新たにさせられたわけであります。

その書物の中で、山口さんはなぜそういうことが起こってきているのかということについていくつかの契機を挙げています。その一つは、オイルショック以来と言ってよいかもしれませんが、福祉国家の危機が叫ばれるようになったということでもあります。さらには、エコロジスト、フェミニスト、あるいは地球規模の問題に関心をもった世界レベルでのNGOなどによる新しい社会運動の台頭、それからソビエト型社会主義体制の崩壊——これは、崩壊に違いないのですが、自壊と言うべきではないと私は思っています——、そういうような現象であります。

とりわけ、山口さんは、ソビエト型社会主義体制の崩壊に大きな背景と言いましょうか、契機を求めているように思われます。山口さんと私は同世代であり、同じ大学に学んだのですが、学生時代はお互い個別に認識する関係にはなかったと思います。それでも、山口さんが社会主義体制の崩壊という問題にウェイトをかけて〈市民社会論ルネサンス〉を眺めておられるのは、同じ昭和20年代に青春を送った人間としてみると、ある意味で理解できるように思うわけであります。これは、ある人の受け売りですが、2005年亡くなられたローマ法王パウロ2世は、1991年回勅を出すにあたって、「社会主義の弊害と資本主義の幻想」という言葉でそのテーマを集約されたそうであります。まさにいま、そういう歴史的状況にあって、社会主義というものが未来展望として輝きを失っている状況のなかで、21世紀の社会はどうあるべきかということが人びとの心を悩ましているわけですが、そういうことに関わって〈公共性〉という問題が人びとの関心を強くひきつけてきたのではないかと思うのであります。〈公共性〉とは何ぞやというのは古くからの問題ではありますが、いまこの時点において、あらためて人びとの関心と呼び、そしてまた、ここでも共同プロジェクトのテーマに選ばれているということになっているのには、こういう背景があるのではないかというのが私の認識であります。

2. 〈公共性〉とは何か

それでは、〈公共性〉とは何かと問いかけてみると、これはなかなか難しい問題だと思います。〈公共性〉と言われれば何となく分かったような気になってしまうのですが、明確に内容を規定するとなると、非常に厄介であると言いましょうか、難しいと思うわけであります。手元にある簡便なOxford Dictionaryを開いてみますと、publicという言葉のところに二つの意味が書かれていまして、一つは、open to people in general、つまり「すべての人に開かれている」と言いましょうか、もう一つは、concerning people in generalとありますから、「人びと一般に関わること」と言ったらいいでしょ

うか。このように書かれているのですが、それが本当にはどういうことなのかと考えだすと、これは難しいことのように思います。

私はマルクス経済学育ちですから、近代経済学のことはよく分かっておりませんが、近代経済学の用語に〈公共財 (パブリック・グッズ)〉という言葉があります。ご承知のように、〈公共財〉と言われるものには二つの要件が必要であります。一つは、財の消費において競合が起こらないということであり、もう一つは、何人もその財の消費から排除できないということであります。要するに、希少資源であっても、フリーライダーを排除できないために受益者負担の原則が成立しがたいような財、そういったものは市場では供給できないので、政府・自治体など公共部門に供給を委ねるのがふさわしいということになるのですが、そういう財を〈公共財〉と呼ぼうというわけであります。この定義は、ここでの議論にとって依拠するに足るものかどうかということになりますと、とても十分とは言いがたいように思います。財の固有の性質から〈公共財〉の概念にアプローチするという仕方そのものに問題があるように思います。それはひとまず措いてみても、問題がある。

たしかに、ここには、「すべての人に開かれている」という意味合いは組み込まれているわけですが、その中から市場になじみがたいものだけを抜き出すというのでは、〈公共性〉というものの境界が見えてこないように思います。つまり、すべての人にオープンと言いますと、われわれはすぐさま、社会的にみて必要なもの、あるいは有用なものというようなことを思い浮かべます。たしかに、社会的にみて必要なもの、有用なものは、ある意味で〈公共性〉をもっていると言えるでしょうが、あらためて〈公共性〉とは何かと問い直された場合、社会的にみて必要なもの、あるいは有用なものとは漠と言ってしまつてすむのかどうかという問題は残ります。もしそれでいいということになれば、ほとんどすべてのものが〈公共性〉論議のまな板に乗っかってくることになるのではないかと思います。

こうした問題について論議する際、以前から人びとはハンナ・アレントの『人

間の条件』をしばしば引き合いに出してきました。正直に申しまして、今回私は初めてこの本を始めから終わりまで読んだということで、アレントの議論に通暁しているというわけではありません。アレントは、〈public〉ということに関して二つの要件を挙げております。一つは、「万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示される」ということ、つまり、それがすべての人にオープンであるということであります。もう一つは、「世界そのもの」であると言っておりますが、つまり、「人びとを結びつけると同時に分離させている」ような人びとに共通する「事物の世界」だというわけであります（H. アレント [1958]）。ここでは、公的な、あるいは公共的なもののなかに、われわれが消費するモノとかサービスだけでなく、事象や事柄も含まれている点で、示唆的であると思えました。今日の主題ではありませんが、われわれの社会における様々な福祉システムを思い浮かべてみれば、それが〈公共性〉を担った社会的制度であることは間違いのないわけでありまして、そういった制度をも含めて〈公共性〉の領域を考えていかなければならないと思います。

しかし、反面、このアレントの定義は少し狭すぎるのではないかという感じもいたします。近代経済学の世界では少し異分子のようですが、宇沢弘文さんが最近書かれた書物に岩波新書の『社会的共通資本』があります。宇沢さんは、1970年代の初めから〈社会資本〉ではなくて〈社会的共通資本〉という言葉を使ってこられました。そこには、いろいろなものが入っておりますが、アレントが「世界そのもの」から除外した地球とか自然、すなわち、大気とか、森林、河川、海洋、土壌などの自然資源も含まれております（宇沢 [2000]）。大気とか森林といった自然資源は、公害問題と絡んで、いまやわれわれにとって〈公共性〉に関わる重要な問題領域をなしていることは疑いないといってよいかと思えます。その意味では、アレントの「世界そのもの」というのも、なお狭すぎると思われます。

このようなことを考えていると、どういうふうに〈公共性〉を定義してよいか、なかなか腰が定まらない向きもあるのですが、宇沢さんの〈社会的共通資本〉

のなかにヒントがあるように思います。宇沢さんは、〈社会的共通資本〉とは社会の存立にとって基本的な役割を果たすもの、あるいは、もう少し内容に即して言えば、市民の基本的権利の充足に重要な関わりをもつ事物というふうに言っています。ここで、市民の基本的権利というのは、宇沢さんは生存権を引き合いに出していますから、基本的人権というよりはもう少し広いものを念頭に置いていると言っているかと思えます。かつて1960年代でしたか、松下圭一さんが市民の現代的な生活権という意味合いを込めて語った言葉にシビル・ミニマムという和製英語がありますが(松下 [1971])、そういうシビル・ミニマムを享受するに不可欠な事物を〈公共性〉というものを考える際の問題領域として考えたかどうかというのが、暫定的な今の私の考え方です。ハンナ・アレントをもじって言えば、〈公共性〉というのは「人間存在のための基本的条件」を指していると言っておきたいと思えます。

3. 労働問題研究の視座と〈公共性〉

3.1 労働・仕事を見る視座

ここでは、ひとまず〈公共性〉とは先に申し上げたような問題領域であると考えた上で、〈労働問題研究〉と〈公共性〉はどのような関わりをもっているのかを考えてみたいということでありまして、今日の主題ということになるわけでありまして。

ここで一寸お断りしておかなければならないのは、この報告のタイトルにありますように、私がなぜ〈労働研究〉ではなくて〈労働問題研究〉にこだわっているのかということでありまして。それは、要するに、近代の社会においては、人間は労働力の商品化を介して市場に自らの運命を委ねることとなっているわけでありまして、そこに生ずる軋みに耳を傾け、その解決の途を探る、つまりは近代社会における人間の存在条件に関わる事柄を対象としている労働に関わる研究は〈労働問題研究〉と呼ぶのがふさわしいというのが私の思いであります(兵藤 [2005])。私の理解では、その意味で、〈労働問題研究〉は〈公共性〉

というものと深い関わりをもっていると思います。〈労働問題研究〉といっても、何を研究対象とするかによって関わりの程度は様々でありますけれども、多かれ少なかれ関わりを持たざるをえない研究領域ではないかと思っております。

しかし、関わりをもつと言っても、その関わりはどのようなルートを通してつながっているかということのを少し考えてみる必要があるのではないかと思います。これは後でお叱りを受けるかもしれませんが、端的に言いますと、われわれはもう少し使用価値というものを大切にす視点に立たなければならないのではないかということのを申し上げたいのです。日本の戦後について振り返ってみますと、働く当事者もそうでありますけれども、研究者も、働くということに関して、ともすれば労働の対価に関心を向け、その使用価値には十分な関心を払ってこなかったというのがこれまでの事実ではないかというように私は思っております。〈公共性〉という視座に立って物事を見ようとする場合、労働の対価よりも使用価値に目を向ける必要があるのではないかというように思うのであります。少し言葉を変えて言いますと、〈労働〉というものをどれだけ〈仕事〉というものに近づけうるかに関心を向ける必要があるのではないかというのが、20年来の私の気持ちであります（兵藤編 [1984]）。

もっとも、〈労働問題研究〉における〈公共性〉は労働の使用価値、あるいは仕事というものだけに関わりがあるのかと言われると、そう言い切ってしまうと問題がすり抜けていってしまうことも、また疑いなくと思います。労働の対価についても〈公共性〉に関わる重要な問題が存在していることは、今日、格差社会ということが論議を呼んでいることからしても明かであります。しかし、この問題は、翻って考えてみれば、働く個人が現実の使用価値にふさわしい賃金、つまり公正な対価を支払われているかという問題であるわけであり、使用価値との関わりにおいて問われている問題だと言えるわけです。こう考えれば、使用価値視点に立った問題の見つめ方が必要ではないかという意味を了解していただけるのではないかと思います。こういう観点からすれば、さらに、労働の使用価値そのものを高める教育・訓練などサポート・システムの充実と

いう問題も、〈公共性〉の確保に関わる重要な課題として浮かび上がってくるかと思います。

ただいま、やや違ったニュアンスを込めて〈労働〉と〈仕事〉を話題にいたしました。この点はハンナ・アレントが注目していたことであります。あらためて申し上げるまでもないことですが、アレントはこう言っています。ヨーロッパの言語はすべて語源的に〈labour [英]〉と〈work [英]〉を区別してきたということがあるにもかかわらず、近代ヨーロッパは、〈労働〉を価値の源泉として賛美はしたけれども、〈労働〉と〈仕事〉を区別する理論を生まなかった。経済学批判の立場に立ったマルクスにおいても、近代における生産性の上昇に圧倒され、「知らず知らずのうちに、すべての労働を仕事として眺めた」と言っています。たしかに、マルクスは、アレントも注意を促しているように、『資本論』第1巻の労働過程論において、巣づくりをする密蜂と家をつくる建築師の対比を通じて、どこに人間労働の特性があるかということを論じています。しかし、そうした観察をなしているにもかかわらず、ArbeitとWerkという使い分けはされずに、arbeiten/Arbeitという言葉を通して書かれているというのも事実であります。

私はこのようなアレントの目の付け所にはなるほどと思いますが、アレントにもついていけないと思う点もあります。それはどういうことかと言うと、アレントは〈労働〉と〈仕事〉を二者対立的に峻別しすぎている、しかも、人がつくりだしたモノ、対象化された財の違いに着目して区別しようとするきらいが強いということです。つまり、〈労働〉のプロセスと言いましょくか、〈仕事〉のプロセスと言いましょくか、その中身に対する関心が少し弱いのではないかと思います。〈労働〉と〈仕事〉というものにはたしかに違いはありますが、〈労働〉と言ひ、〈仕事〉と言つても、それほど峻別できるものではなく、連続的にニュアンスが移り変わっていくような趣があるのではないかと思います。〈労働〉と目されるような働き方をしている人びとのうちにも、働く喜びや誇りがまったくないというわけではないのであります (S. ターケル [1972])。

たしかに、近代の資本主義社会における〈労働〉の特徴的なあり方はきわめて他律的なもので、アダム・スミス以来、〈労働〉というものは「労苦と骨折り[toil and trouble]」と言われてきたわけであります。しかし、人間の〈労働〉というものは、本来的には、使用価値を生産する合目的な意志をもった活動であり、マルクスが労働過程論の中で建築師の〈労働〉に即して語っているように創造的なプロセスであり、まさにそのなかに〈仕事〉としての性質が多かれ少なかれ含まれているように思われます。近代の社会は、それを〈労働〉の方に引きずり寄せていく性向をもっているわけであります。そういう状況のなかにおいて、〈仕事〉としての内実をもった〈労働〉をいかにして回復していくかということが問われているのであります。そこに、〈労働問題研究〉における〈公共性〉の発現を媒介する基盤があるのではないかと思います。

それでは、〈労働〉のなかに〈仕事〉を回復することのうちに、〈公共性〉の発現が媒介される基盤があるというのは、どのような意味においてであるかということが問われなければなりません。私は哲学の徒ではありませんから時折開いてみるぐらいのことでしかありませんが、ここで、200年近く前にヘーゲルが『法の哲学』という書物の中で語っていたことを思い起こしてみるのも意味があるのではないかと思います。ヘーゲルは、ご承知のように、近代の社会を家族・市民社会・国家というトリアーデのなかで語っておりますが、市民社会とは欲求の体系、あるいは欲求と労働の体系であると言っております。要するに、市民社会を構成する個々人は、自らの欲求を満足させるためには他人がつくった何らかの財を必要としているわけですから、その使用価値を生産する労働を介して他の人びとと結ばれているわけであります。この関係が成り立つためには、そのモノあるいはサービスが適切な価格で提供されるということも大事ですが、同時にまた、提供されるモノやサービスが人の満足をもたらすに足る中身をもっているということが肝要であります。それなしには、そういう人間関係は成り立たないということであります。

そういう観点からすれば、人びとが労働するにあたって、使用価値を大事に

していく、つまり〈仕事〉としての活動を盛り込むような働き方をしなければ、この社会は成り立たないということになるかと思えます。これは身過ぎ世過ぎのお金目当ての労働だと思えるようなところからは、他人の欲求を満足させるに足るモノやサービスは産まれてこないということでありまして、〈労働〉の場において、〈仕事〉としての活動を盛り込みうるような条件が備わっているかどうか、あるいは、そういう活動をなすに足るだけの態度やモラルが働く人びとに備わっているかどうかということが問われてくるのであります。そこに、〈公共性〉の発現を媒介していく基盤があるのではないかと考えるわけですが、それは、同時にまた、働く人びと自身の〈労働〉における充足を導く基盤でもあると思えます。

このような問い直しは、われわれのごく日常的な経験を通してでも納得しうるのではないかと思います。私は、20年ほど前、何人かの共同作業の取りまとめ役を務め、『国鉄労働運動への提言』という書物を世に送り出しました。この本は、国鉄の分割・民営化が問題になった際、この問題に対して労働組合はどう対処すべきか、研究者として立場から検討してもらいたいという委嘱を国鉄労働組から受けて行った仕事を取りまとめたものですが、国鉄のような公共部門、それもサービスの提供に従事する部門は〈公共性〉を担っているに違いないが、そこにおける〈公共性〉はどのような条件があれば担保されうるのかということ、それは労働編成のあり方や働く人びとのモラルのあり方と深い関わりをもっているという認識を基に検討したものです（兵藤編 [1984]）。

しかし、それは公共部門、あるいはサービス労働分野に限定される問題なのかと考えてみると、そう狭く考える必要はないのではないかと思います。モノを供給する民間の生産企業にも、当然に、そこにおける〈労働〉のあり方が問われてくると思います。例えば、有害物を含有した商品が市場に出されるということは、そこに働く人びとの〈労働〉のあり方と関わっている、あるいは、環境汚染をもたらす製品はそれを生み出す生産工程や人の働き方と関わっているわけであります。そこでは、当然に働く人びとの〈労働〉のあり方への反省、

あるいは〈仕事〉としての活動に従事する人間としての自覚が問われてくるのであります。今日でも、時にマスコミで報道されるように、内部告発というかたちで、働く人びとの自省の声が洩れてくることがあります。もう少しオープンで、共有された自覚が求められているというか、そこへの回路はどうしたら開きうるかが問われているように思います。

3.2 労働組合研究の再構築

私が今まで申し上げてきたことは、要するに、〈労働〉のなかに〈仕事〉を見出し、その要素をできる限り大きくしていくと言いましょか、〈労働〉を〈仕事〉に変えていくために必要な条件とモラルをマーケット・メカニズムのなかに埋め込んでいくことがいま問われているのではないかということであり、それは、裏返して言えば、マーケット・メカニズムのなかに生きる普通の人びとの生の悦びのありか、その充実の方途を探るということでもあります。

ここで、今日現在の〈労働問題研究〉——いや、〈労働研究〉でもいいのですが——そのなかでどういう研究が行われているかと振り返ってみると、この20年くらいの方に研究のフィールドは非常に変わってきました。私はこのところ行政職に就いていた関係もあり、不勉強で目配りが十分にできていたとはとても言えませんが、労働市場論とか、人事管理論、労務管理論、あるいは人的資源論などに重心が移ってきて、労働組合研究などというものは衰退の一方にあるのではないかと受け取っています。それは、労働組合研究の対象そのものが面白くなくなっている、それを勉強してみてもメリットとして評価されるような仕事はできないという厳しい状況が理由の大半を占めているわけでしょうが、しかし、いま、〈公共性〉という問題に関わって申しますと、労働組合研究というものをもう一度見つめ直してみる必要があるのではないかというのが私の申し上げたいことです。

最近、〈公共性〉問題に関わる論議のなかで、自由な意志にもとづく結合としてのアソシエーション、あるいはそのネットワークの構築が重要なテーマと

して浮上してきております。労働組合というものは、職業団体として、まさにそういうアソシエーションの一つをなしているわけですから、働く人びとと個人が〈仕事〉に対する思いを胸中に抱くだけでは〈公共性〉の発現は期しがたいとすれば、労働組合の機能というか役割が問われてくるのではないかということでもあります。

ここでまた、ヘーゲルの言説に眼を移しますと、『法の哲学』の中で、ヘーゲルが市民社会と国家を媒介するものとして職業団体というものに注目していることはご承知の通りでございます。このことを若干敷衍しておきますと、市民社会というものは私利私欲を根基にもって生きる人びとが構成する社会であります。職業団体というものは、私利私欲を根基にもつ市民社会に根ざしながら、これを公的な圏としての国家に内的に繋ぐ媒介的役割を与えられていると言っているのではないかと私は理解しております。

ヘーゲルは、そこで、「職業団体は所属員のために第二の家族の役を引き受ける」もの、つまり、私利私欲を根基にもつメンバーを保護する役割を果たすものであるとひとまず規定していますが、同時にまた、こうも言っています。すなわち、職業団体は、「(公的なものを担う) 国家の第二の倫理的根底」をなすものでもあるというわけです。第一の根底は家族であります。職業団体が第二の根底をなすのはなぜかと言えば、「個人は市民社会では、自分のことを配慮しながらも、やはり他人のためにも行動している。しかしこうした無意識的必然性では十分ではない。この無意識的必然性は、職業団体においてはじめて、知られかつ思惟する倫理性になるのである。……それは、商工業の個々の独立の営業を倫理的なものにし、それを一つの仲間集団に引きあげて、そのなかでこの営業に、強さと誇りを得させる」からであると述べています(『法の哲学』 § 255)。

要するに、ヘーゲルは、職業団体というものを通して、あるいはその自治を通して、そのメンバーのなかに〈公共性〉という意識が育成されると言っているのだと思います。つまり、人間は私利私欲を根基にもって生きているのです

が、そういう人間のありようそのもののなかに、先ほど申しあげましたように、すでに他人との関係が織り込まれている。そういった中途半端なありよう人間は置かれているわけでありませうけれども、そういうありようのなかから〈公共性〉のあるべき姿を考える場として、職業団体が重要な役割を果たしているというのではないのでしょうか。職業団体というものは、人間がその知の働きを通じて〈公共性〉の領域に導かれていく場をなしていると言っているものと私は理解しています（加藤典洋 [1999]、滝口清栄 [2002]）。しかも、ヘーゲルが『法の哲学』を書いたのは、資本主義社会が成立する時期でありました。レッセ・フェアの時代と言いましょか、個人主義の時代の入り口において、中間集団としての職業団体にポジティブな位置づけを与えようとしたことに注目する必要があるのではないかと思います。

この職業団体というか、あるいはより広くアソシエーションというものの位置づけについては、やや異なった見方もあるかと思います。ユルゲン・ハーバーマス、あるいは、彼とかなり近い立場を取りながら、よりくっきりとした構図を描こうとしている山口定さん、このお二方の議論においては、アソシエーションというものに少し違った位置づけが与えられていると理解しました。

ハーバーマスの『公共性の構造転換』（第2版）はひどく難解な本ですが、そこでハーバーマスはこう言っています。19世紀後半以降、国家と経済の交錯が進展し、その結果として、貨幣と行政権力による生活世界の植民地化が進み、いまやそれは一つのシステムをなしている。そのような貨幣と権力が制御するシステムに対抗し、生活世界の使用価値志向的な要求の実現を図る道筋を考えることが今日の課題であるが、そういう道筋をつけるものとして非国家的非経済的なアソシエーションの役割に注目すべきではないかということです。この第2版では、そういうアソシエーションとしての自由意思にもとづく結合に市民社会という位置づけを与え、「市民社会の再発見」という意味合いを持たせています。そして、これまで伝統的に使われてきた市民社会のドイツ語〈bürgerliche Gesellschaft〉に替えて〈Zivilgesellschaft〉という言葉を使っ

ています。

山口定さんも、アソシエーションのネットワークによる〈公共性〉の再構築を期待するという観点に立って、いまや、われわれは、ヘーゲル流の国家・市民社会の二元論から国家・市場・市民社会という三元論に視座を転換する必要があると言っております。すなわち、アソシエーションのネットワークを公・私を媒介する公共領域として位置づける「新しい市民社会論」を提唱されているのですが、そこでは、この公共領域は公的な領域とは違った一つの独自の空間をなすものとされ、それを市民社会と呼んでいるわけです（山口 [2004]）。

ハーバーマスが言うように、19世紀後半以降、国家と経済の交錯が進展してきたということは、一々拳証するまでもなく疑いない事実であり、それをシステムとして受け取ろうとする気持ちも私はそれなりに理解いたします。しかし、ハーバーマス=山口流のアソシエーション・ネットワークを市民社会として位置づけようとする考え方にはちょっとついていけない+私は思っております。そこでは、民間・非営利・独立のアソシエーションのネットワークが独自の空間をなすものとされているわけですが、そういう空間が現実存在するものかどうか、どうも怪しげだなと思うからであります。しかも、その空間は市民社会として規範化もしくは目標概念化されるために、市民社会のなかから〈公共性〉の推進者として現出するアソシエーションの範囲をあまりに限定しすぎることになるのではないかと、あるいはまた、そのありようを一面化する恐れがあるのではないかと思われてなりません。言葉が過ぎるかもしれませんが、知的エリートイズムに陥る恐れもなくはないという感じがいたしまして、システムに対抗し異議を唱えていくために、アソシエーション・ネットワークに依拠したいという気持ちは分かりますが、認識の視座としてこれで十分かという、問題があるのではないかと思っています。

最後に、もう少し今日の現実世界に目を近づけて考えてみた場合、どういう問題が見えてくるかという点について、いくつか申し上げておくこととしたい。ハーバーマスの言うような〈国家の社会化〉、あるいは〈社会の国家化〉が進

んでいることは疑いのない事実であり、さらに最近、アントニオ・ネグリの『帝国』が指摘しているように、グローバリゼーションの進展と多国籍企業の支配の下で国家主権の衰退も見られつつある、そういう状況のなかで、〈公共性〉の危機が発現しているというのが今日の事態ではないかと思えます。これに対して、世界的にみると、NGO、NPOの台頭があり、〈公共性〉の危機に警告を発し、問題の解決を求めて動いているという事実があるわけですが、アソシエーションの一つとしての労働組合は退潮を続けているというのが現実であります。日本でも状況は大体似たようなもので、このところNGO、NPOが注目を浴びつつありますが、労働組合は、企業別組合を基軸としていることもあって、大競争時代のなかでおしなべて呻吟を続けております。

しかし、日本において、〈公共性〉への新たな胎動はまったく見られないのかというと、取っかかりになるような動きがないわけではありません。現にいま、世界的に、企業への信頼が大きく揺らいでくるなかで、〈コーポレート・ガバナンス〉の問題が盛んに議論されておりますが、日本でも、1990年代からそういう論議が起こってきています。稲上毅さんのグループが実施した調査の報告書によりますと、〈コーポレート・ガバナンス〉に関するスタンスとしては、一方では、株主価値の最大化を目標とする〈伝統的モデル〉が声高に主張されておりますが、他方では、株主価値の最大化に目標を置きながらも、同時に、環境・地域・従業員などというステークホルダーとも良好な関係を構築しようとする〈洗練された株主価値モデル〉への選好も強まりつつあるというのが、世界的な潮流ということであります。

日本ではどうかというと、経営者を対象としたこの調査では、企業コミュニティという伝統的な観念の強さもあり、〈洗練された株主価値モデル〉に選好を示す層に加えて、会社のステークホルダーは株主だけではないとして、環境・地域・従業員などに配慮する「良き企業市民」をめざそうとする〈多元主義モデル〉も、相当広く存在すると報告されています（稲上毅／連合総合開発研究所編 [2000]）。

こういう状況のなかで労働組合はどのような方向に動こうとしているかという
と、この本には連合に身を置く鈴木不二一さんが筆を取っていますが、殆どす
べての組合は〈多元主義モデル〉の賛同者であり、「会社は社会の公器」とい
う考えは労働組合に共有されているのだから、「社会の公器」という理念にも
とづく新しい企業像に関する社会的合意を形成し、それを法律に明記する運
動を起こしたらどうかと提唱しています。ついでながら、鈴木さんは、そこで、
こういう認識が共有されるのは、職業は社会連帯の契機であるがゆえに、それ
が組合員の仕事に対する誇りを支える要素をなすからだと述べております。鈴
木さんも言うように、「会社は社会の公器」というのは現代の常識の類である
にしても、それだからこそ逆に、このようなスタンスのうちに〈公共性〉に向
けた一つの手がかりを見出すことができるようにと思います。だが、現実問題
としては、日本の労働組合はご承知のように企業別組合が主体となっています
から、そういう組合がいかにして企業を超えた複眼的な視座を持ちうるかとい
うことは、生易しい問題でないことも確かであります。

こういう課題からいたしますと、いくつかの労働組合が手をつけながらも、
めざましい進展を見ているとは言いがたい問題の乗り越え、つまり、パートタ
イマー・派遣労働者の組織化、地域のアソシエーションとの連携などを通じて、
「社員」組合の陥りやすい企業エゴからの脱却の基盤をつくるのが今日の急
務であることは、あらためて言うまでもないことであります。また、企業レ
ベルでの労使協議制、あるいは連合レベルでの政策制度闘争の充実強化も、喫緊
の課題であります。現に、労使協議制を有する企業においても、1990年代以降、
企業サイドは機密情報の提供に消極的になってきたということであり、政策制
度闘争の重要な場である公労使三者構成の審議会も、95年の規制緩和小委員
会の設置以後、政策審議の主役が小委員会（その後継機関）に移され、審議会
の形骸化が進んでいると報告されています（稲上毅／連合総研編 [2000]、中
村圭介／連合総研編 [2005]）。そのような状況のなかで、どのようにして〈公
共性〉につながる発言のチャンネルをつくり、その威信を高めていくかというこ

とが問われているのではないかと思います。

ここで、労働運動研究の新しい動きについて一言触れておくこととしたい。ご案内のように、このところ、アメリカの社会運動ユニオニズムというものが労働組合レベルにおける〈公共性〉問題とも関わって日本で注目を浴びています。社会運動ユニオニズムという用語は、1995年J. スウィニーのAFL - CIO 会長就任を後押しした運動母体〈ニューボイス〉の台頭とともに広まってきたものであります。〈ニューボイス〉は、労働運動の退潮を押しとどめるために何よりも未組織労働者の組織化に力点を置いています。その際、組織化は単なる経済的取引のための手段ではなく、人権のための運動であるとされ、地域社会、宗教、公民権などに関わるいろいろな組織と地域での連携の構築に力を傾注しているところに特徴があります（G. マンツィオス編 [1998]）。こうした運動潮流がAFL - CIOの主導権を握るにいたったということはそれ自体注目すべきことであり、日本で関心と呼ぶのも理由のないことではありません。

だが、こうした〈ニューボイス〉の運動は、直ちにアメリカ労働運動全体のギア・チェンジを呼び起こしたとは言いがたい状況にあり、スウィニー派と反スウィニー派の確執の末、昨年AFL - CIOは分裂という事態にいたりました。私には、いま、その背景を説明するだけの力はありませんが、気になることは、〈ニューボイス〉周辺には、より平等で公正な社会に向けての漸進的な改革の必要を説き、強い道義力と国民の良心として役に立つ労働運動をめざそうという〈ニューボイス〉の目標に賛同しつつも、この運動は階級意識に重点を置く見方に立ちえていないという不満も根強く存在するということであります（例えば国際労働研究センター編 [2005] 参照）。ここには、〈奴らと俺たち (Them and Us)〉という伝統的な二項対立の世界が生き残るアメリカ的な特徴が露頭を見せているように思われます。

それはともあれ、もう与えられた時間が過ぎていきますので、締めくくりとして申し上げておきたいことは、マーケット・メカニズムを廃棄するという企て

が夢想到終わったことが明らかない、われわれに問われているのは、〈公共性〉を支える装置というか、〈公共性〉のルールをどのようにしてマーケット・メカニズムのなかに埋め込んでいくのか、そしてまた、そのルールの逸脱とそれが及ぼす被害にたいしてどうセーフティ・ネットを張っていくかということが問われているのではないかとあります。

そして、市民社会に根ざす職業団体としての労働組合は、職業団体たることに恒常的組織として存立しうる基盤を有しているが、同時にまた、仕事を媒介として市民の社会的連携を組織するコーディネーターたるべき位置に置かれているのではないかとあります。だが、労働組合がそういう位置にふさわしい責任を果たしていくためには、自らの職域で問われる課題から逃げることなく、その解決のためにも、社会的公正を求める他のアソシエーションと連携して闘うというスタンスが必要と思います。労働組合がこうした仕事を担っていくためには、超えるべきうずたかき壁が立ちはだかつているというのが現実ですが、それだけにまた、〈労働問題研究〉にとっては、そういう実践的な課題にちえる労働組合研究の再構築が課題として突きつけられているのではないかとあります。

〈参考文献〉

- H. アレント [1958] 『人間の条件』ちくま学芸文庫
稲上毅／連合総研編 [2000] 『現代日本のコーポレート・ガバナンス』東洋経済新報社
猪木武徳 [2002] 「公私の問題と自発的な中間組織」佐々木毅／金泰昌編『公共哲学 6 経済からみた公私問題』東京大学出版会
M. ウォルツァー [1992] 「市民社会論」『思想』1996年9月号
宇沢弘文 [2000] 『社会的共通資本』岩波新書
加藤典洋 [1999] 『日本の無思想』平凡社新書
T. コーキャン／他 [2001] 『ワーキング・イン・アメリカ』ミネルヴァ書房
国際労働研究センター編 [2005] 『社会運動ユニオニズム：アメリカの新しい労働運

動』緑風出版

斉藤純一 [2000] 『公共性』 岩波書店

S. ターケル [1972] 『仕事!』 晶文社

滝口清栄 [2002] 「ヘーゲル法哲学の基本構想—公と私の脱構築—」 『思想』 3月号

中村圭介／連合総研編 [2005] 『衰退か再生か：労働組合活性化への道』 勁草書房

J. ハーバーマス [1990] 『公共性の構造転換』 第2版、未来社

長谷川公一 [2002] 「NPOと新しい公共性」 佐々木毅／金泰昌編 『公共哲学7 中間
集団が開く公共性』 東京大学出版会

兵藤釗編 [1984] 『国鉄労働運動への提言』 第一書林

兵藤釗／他 [1995] 「地域活性化と労働組合」 戸塚秀夫／兵藤釗編 『地域社会と労働
組合』 日本経済評論社

兵藤釗 [1986] 「公務労働における人間的なもの」 『月刊自治研』 2月号

兵藤釗 [1987] 「転換期における労働組合機能」 『月刊 社会党』 9月号

兵藤釗 [1992] 「社会的共通資本を担う人々と自治」 宇沢弘文／高木郁朗編 『市場・公共・
人間』 第一書林

兵藤釗 [2005] 「〈労働問題研究〉のゆくえ」 『生活協同組合研究』 4月号

松下圭一 [1971] 『シビル・ミニマムの思想』 東京大学出版会

G. マンツィオス編 [1998] 『新世紀の労働運動：アメリカの実験』 緑風出版

M. リーデル [1970] 『ヘーゲルにおける市民社会と国家』 未来社

山口定 [2004] 『市民社会論—歴史的遺産と新展開—』 有斐閣

連合評価委員会 [2003] 『最終報告』 www.jtuc-rengo.or.jp

* 原著が外国で刊行されたものについては、原著の刊行年次を記した。